

八木札の辻交流館における展示作品の募集要項

(目的)

八木札の辻交流館（以下「交流館」という。）において、公募した作品の展示を行うことにより、新たな賑わいの場を創出することを目的とする。

(展示箇所)

交流館 1 階の廊下のうち、別に指定する箇所（面積 $1.83\text{ m} \times 1.78\text{ m} = 3.25\text{ m}^2$ 、高さ 2.3 m 以内）に限る。

(展示作品)

作品の展示を応募する者（以下「応募者」という。）自ら制作した作品または制作者の承諾を得た作品で、展示箇所に展示可能なものとする。

(展示期間)

作品の展示期間は、搬入及び搬出の日を含み、原則として毎月の交流館の開館日の初日から末日までの 1 ヶ月以内とする。

(展示料金)

作品の展示料金は無料とする。

(応募者負担)

作品の搬入、展示及び搬出に要する全ての費用は、応募者の負担とし、また、展示に必要な器具等も全て応募者が用意するものとする。

(応募方法)

- ・ 応募者は、作品の展示の開始を希望する月の前月の 20 日までに、樫原市（以下「市」という。）に別に定める申込書を提出しなければならない。
- ・ 申込書の提出先は八木札の辻交流館とする。
- ・ 申込書には、展示を希望する作品の概要がわかる資料を添付するものとする。
- ・ 次年度に展示する作品の募集は、前年度の 1 月 1 日から開始するものとする。
- ・ 同月での展示を希望する二者以上の応募があった場合、申込書の先着順とする。ただし、申込書の提出が同日であった場合については抽選により決定するものとする。
- ・ 応募できるのは同一年度において一人につき一回に限るものとする。ただし、抽選により落選した場合についてはこの限りではない。
- ・ 応募者の委任を受けて代理人が申込書を提出する場合であっても、代理人が提出できるのは同一年度において一人の申込書のみとし、複数の応募者の代理はできない。
- ・ 市は、作品の展示を決定したときは、別に定める決定通知書を応募者に交付する。

(作品の管理)

- ・展示期間中の作品の管理は、応募者が行うものとし、作品の盗難、紛失、破損等した場合は、市は一切の責任を負わない。
- ・応募者は、作品の搬入、展示及び搬出に際しては交流館見学者の安全を確保するものとし、また、建物を破損してはならない。万が一、破損した場合は、応募者が原状に復さなければならない。
- ・応募者は、展示期間の終了時には、展示箇所を展示前の状態に復さなければならない。

(その他注意事項)

- ・市は、作品の搬入、搬出等作品の展示に係る一連の作業の補助はしない。
- ・作品の搬入、搬出等作品の展示に係る一連の作業は交流館の開館時間中に行うものとする。
- ・応募者は、来館者による展示作品の撮影を許可するものとする。
- ・展示期間中に、市がイベント等を開催し、交流館へ不特定多数の来館者が出入りする場合があるが、応募者はこれを了承するものとする。
- ・展示期間中に、市がイベント等の開催のため、交流館を通常の開館日時以外の日時において臨時開館する場合があるが、応募者はこれを了承するものとする。
- ・市は、全ての作品において、著作権・肖像権に関するトラブルについて一切の責任を負わない。
- ・市は、関係法令及び公序良俗に反すると認めるときには作品の展示を認めない。
- ・応募者は、橿原市八木札の辻交流館条例及び橿原市八木札の辻交流館管理運営に関する規則を遵守するとともに、市の指示に従わなければならない。また、作品の展示にあたり、市の指示に従わない場合については、作品の展示の決定を取り消し、又は展示を停止するものとする。